



公益財団法人 淡海環境保全財団

ネイチャーポジティブ宣言



私たちは自然と人との共生をめざして、県民、事業者および行政の皆さんとともに琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境および生物多様性の保全、資源循環等の取組を積極的に展開することにより、湖国滋賀の環境の保全を図り、もってネイチャーポジティブの実現に貢献します。

この目的を達成するために、下記の事業を実施します。

- 1 自然環境および生物多様性の保全に関する事業
- 2 琵琶湖の保全再生に関する事業
- 3 資源の有効利用に関する事業

ふるさと滋賀は、県土面積の2分の1が森林、6分の1はラムサール条約登録湿地の琵琶湖という自然豊かな地域で、県土の保護地域は4割を越えています。当財団は、これらの自然資産をより健全な状態で次代に引き継ぐため、ネイチャーポジティブの実現に向けて、具体的行動、さらには普及啓発や支援に取り組みます。

宣言1 琵琶湖のヨシ群落の維持育成を通じて、生態系の健全性の回復を進めます。

宣言2 琵琶湖の水草刈り取りと繁茂の抑制を通じて、生態系の健全性の回復を進めます。

宣言3 刈り取ったヨシおよび水草の有効利用を通じて、ネイチャーポジティブ経済を推進します。

令和8年(2026年)1月26日

公益財団法人 淡海環境保全財団
理事長 高木 浩文